

## 東京都障害者歯科医療設備整備補助事業補助金交付要綱

制定 令和6年6月17日6保医医政第615号

一部改正 令和7年6月30日7保医医政第602号

### 第1 目的

この要綱は、都内医療機関に対して、東京都障害者歯科医療設備整備補助事業実施要綱（令和6年6月17日付6保医医政第615号）に基づき、障害者を対象とする全身麻酔や鎮静等の全身管理下（以下「全身管理下」という。）での歯科医療を実施する上で必要となる医療機器の導入費用について、東京都（以下「都」という。）が予算の範囲内で交付することにより、障害者歯科医療提供体制の充実を図ることを目的とする。

### 第2 補助対象

#### 1 補助対象事業

次のいずれかの医療機関が行う全身管理下での歯科医療に必要となる医療機器に係る設備整備事業を対象とする。

- (1) 障害者に対する全身管理下での歯科医療を既に実施しており、更に受入体制を拡充する医療機関
- (2) 障害者に対する全身管理下での歯科医療を新たに実施する医療機関

#### 2 補助対象者

医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院若しくは診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者のうち、次に掲げる（1）から（3）までの条件に適合する事業者とする。ただし、都及び地方独立行政法人を除く。

- (1) 区市町村、公的団体又は民間事業者のいずれかであること。
- (2) 麻酔科医又は歯科麻酔科医が勤務している医療機関であること。
- (3) 個々の障害者に対する合理的配慮が的確に行えるよう、バリアフリー化、意志表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上など環境の整備を積極的に実施していること。

#### 3 補助対象経費

障害者に対する全身管理下での歯科医療に必要となる医療機器の備品購入費とする。

#### 4 その他

補助対象者は、補助を受けた翌年度以降、知事の依頼に基づき、障害者に対する全身管理下での治療実績等を報告すること。

### 第3 補助金の交付

この補助金は、次により算出された額を、都の予算の範囲内で交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 1 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に掲げる対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- 2 前項の規定により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。
- 3 1品につき算出された額が第4欄に定める下限額に満たない設備については、交付決定を行わないものとする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率	4 下限額
1か所当たり 22,210千円	障害者に対する全身管理 下での歯科医療に必要な 医療機器の備品購入費	3分の2	1品につき 66千円

### 第4 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知事があらかじめ指定する日までに、別記第1号様式による交付申請書を知事に1部提出しなければならない。

### 第5 補助金の交付決定

知事は、第4の規定による補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査並びに必要な応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、第8に掲げる事項を条件に補助金の交付を決定し、その決定の内容を速やかに申請者に通知するものとする。

### 第6 変更申請手続

申請者は、この補助金の交付決定後の事情の変更等により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第4に定める規定に従い、知事が指定する日までに変更の申請を行うものとする。

### 第7 申請の撤回

申請者は、第5の規定による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付の決定の内容又はこれに付けた条件に異議があるときは、当該通知を受けた日の翌日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

## 第8 交付の条件

この補助金の交付の決定には、次の条件を付けるものとする。

### 1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付けた条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- (2) (1)の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。
- (3) 知事は、(1)の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対して、補助事業に係る残務整理に要する経費及び補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費に係る補助金を交付することができる。
- (4) (3)の規定による補助金交付額の当該経費に対する割合その他その交付については、(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

### 2 承認事項

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が次のいずれかに該当する場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

### 3 事故報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要事項を書面により知事に報告しなければならない。
- (2) (1)の報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、補助事業者は直ちにその指示に従わなければならない。

### 4 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことができる。

### 5 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告書及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付決定の内容及びこれ

に付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずる。

- (2) 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。
- (3) (2)の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合させるための措置を、指定する期日までにとらないときは、知事は、7の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

## 6 調書の作成

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

## 7 決定の取消し

- (1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。
  - ア 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
  - ウ 補助事業者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至った場合、
  - エ その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

- (2) (1)の規定は、第10の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合においても適用する。

## 8 補助金の返還

- (1) 知事は、知事が7の(1)の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合には、その返還を命ずることができる。
- (2) (1)の規定は、第10の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合においても適用する。

## 9 違約加算金及び延滞金

- (1) 7の規定により、知事が補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を返納した場合におけるその後の間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- (2) 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこ

れを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### 10 違約加算金の計算

(1) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における9の(1)の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとす

る。

(2) 知事が、9の(1)の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまではその納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

#### 11 延滞金の計算

知事が、9の(2)の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

#### 12 事業上の契約行為

補助事業に係る契約については、保健医療局医療政策部医療施設等施設・設備整備費等補助金に係る契約手続基準（平成17年4月1日付16福保医政第1450号）によることとする。

#### 13 維持管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

#### 14 財産処分の制限

(1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具については、(2)に定める期間を経過するまでの間、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(2) (1)による財産の処分の制限期間は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数とする。

(3) 知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

#### 15 他の補助金等の交付

この補助金が交付された場合、対象となる設備について、重複して他の補助金等の

交付を受けてはならない。

## 第9 実績報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は都の会計年度が終了したときは、別記第2号様式による事業実績報告書を、知事があらかじめ指定する期日までに知事に1部提出しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、別記第3号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させることがある。

## 第10 補助金の額の確定等

知事は、前条の規定による事業実績の報告があったときは、事業実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

## 第11 是正のための措置

知事は、前条の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

## 第12 その他

- 1 特別の事情により、第3、第4、第6及び第9に定める算定方法及び手續によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところにより処理するものとする。
- 2 ここに定めるもののほか、この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによるものとする。

### 附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。